

(2) 事故発生時（学校管理下）における学校対応について

病院での受診の可否を決定する場合には、怪我や病気等の状況について、原則、校長等複数の教職員の総合的な判断により行うものとする。

① 傷病等（病院で受診しない傷病等の程度）の場合

- ア 養護教諭等が、応急手当を行う。
- イ 当該児童・生徒の怪我等の状態や対応を記録しておく。
- ウ 児童・生徒の傷病等の状況に応じて必要があれば、担任もしくは養護教諭等から保護者に連絡をする。
- エ 保護者の要望を含め、心配な状況が少しでも生じている場合には、病院で受診を行う。

② 病院で受診する傷病等の場合

- ア 養護教諭等が、応急手当を行う。
- イ 保護者に連絡し、指定の医療機関の有無を確認して受診する。教職員は、原則、同行する。すぐに連絡が取れない場合には、医療機関に受診する。
- ウ 保護者への説明は、事実関係を整理して管理職の指示の下、担任や養護教諭等が行う。
- エ 原則、事故の一報を指導室に入れる。

③ 重篤な事案が発生した場合

- ア 適切な救命措置、応急措置を行うとともに、119番、110番通報、保護者への連絡を迅速に行う。病院への搬送には、必ず教員が同行する。他の児童・生徒への組織的な対応を、丁寧に行う。
- イ 情報収集に努め事実関係を整理するとともに、教職員に事実周知の徹底を図り、管理職に情報の集約を一本化する体制を確立する。また、管理職からの指示系統を一本化する。保護者への説明は、管理職から行い緊密に連絡を取り合う。
- ウ 管理職は、「指導室への報告（電話による第一報）に際しての留意事項」を参考に、速やかに市教委へ報告を入れる。
- エ マスコミについて管理職は、指導室と連携して対応する。対応は管理職に一本化する。
- オ 必要に応じてPTAや地域関係者への情報提供を行う。
- カ 今後の保護者会のもち方や児童・生徒及び保護者・地域等に対する学校からの説明の在り方について指導室と検討し、方針を立てる。
- ク 詳細な事実を時系列にまとめて、事故報告書を迅速に提出する。

(3) 指導室への報告（電話による第一報）に際しての留意事項

- ① 次の順序で報告する。
  - ア 学校名、報告者名
  - イ 対象児童・生徒名、学年及び所属学級
  - ウ 担任名
  - エ 事故発生日時、管理内・外の区別
  - オ 事故発生場所
  - カ 児童・生徒の状況及び児童・生徒に対する学校の対応
  - キ 保護者への対応
  - ク その他必要事項
- ② 事実関係を確認して報告する。事実関係が確認できないときは、その旨を報告する。（事実か推測かの区別を明確にする）
- ③ 教育委員会の指示の下に、適切に対応する。

(4) 事故報告の作成についての留意事項

- ① 所定の様式により、必要事項を記入する。
- ② 事実関係のみを記入し、事故に関係のない児童・生徒の性行などは記入しない。
- ③ 時系列で分かりやすく記載する。
- ④ 校長の指示の下、適切に作成する。
- ⑤ 下書きの提出は、事故発生後1週間以内とする。
- ⑥ 本書の提出は、下書きが返却されてから1週間以内とする。

(5) その他

- ① 怪我の状況を考慮し、必要に応じて、適宜、学校医との連絡を行う。